

第4回海洋生物多様性保全戦略専門家検討会 議事概要

2010年12月14日(火) 9:30-11:50

経済産業省別館1028号会議室

(事務局より資料の確認)

(大臣官房審議官より挨拶)

(自然環境計画課専門官より資料1、2、3の説明)

白山座長：資料2からご議論を頂く。資料1と要旨は後から議論する。

(前文から第1章の6 - 7ページ)

COP10の中の海のディスカッショングループの結果が入っていない。7ページの6 - 11行目までがCOP10の議論の結果だが、COP9とどこが違うのかよくわからない。もう一步踏み込んで、COP10でこういうことが決まったという記述にお願いしたい。

加々美委員：6 - 7ページでいくつか申し上げる。

- ・29-35行目はこなれてない感じがする。
- ・7ページ7行目のネットワークを構築するという「WSSD実施計画」は前ページでは「ヨハネスブルグ実施計画」になっているので、変更が必要。
- ・11行目に突然「2010年目標」という言葉がでてくるので、説明が必要。
- ・愛知目標の翻訳が十分ではないところは別途指摘する。
- ・17-20行目の4行は、話が国際から国内に切り替わっている。海岸法や、港湾法の話が前の文と繋がっておらず、無理やり入っている気がする。残すとしても21行目の2007年4月云々からは改行した方が良い。その後も海洋基本法と海洋基本計画の記述が前後しているので、書きぶりを整理して欲しい。
- ・33行目では「海洋・沿岸域」、次の行では「沿岸・海洋域」となっているので、統一する。
- ・戦略なので、受動態ではなく能動態で記述できないか。

自然環境計画課専門官：流れとしては、国際的な背景と7ページ18行目の国内的な動向で切り分けている。国内の海洋管理の歴史的背景を踏まえていく必要があるとの指摘を受けて書き入れたが、書きぶりは相談させて頂きたい。

白山座長：背景に事実の羅列ではなく、必要性を書き込む。能動態で記述するには必要性を示さなければならない。

八木委員：COP10 で海洋と沿岸の生物多様性について議論されたが、7 ページの 6 - 11 行目の引用も COP 9 の議論を引き継いでいるので、COP 9 とあまり変わらないのは致し方ない。12 行目以下、愛知目標を先に出して、その後で 6 行目以下を次のパラグラフにすれば新しい感じがする。

白山座長：COP10 の議論で重要な話もいくつかでているので、加える。

中原委員：6 ページ 29 行目以下に国連海洋法条約が記述されているが、国連海洋法条約は前文及び 17 部 320 条の構成で、第 12 部に海洋環境保全という部が設けられていることを明示的に書いた方が良い。また、7 ページの 1 行目ところは「締結し」ではなく、「批准し」ではないか。

加々美委員：「締結」でも間違いではないが、書き方には少し工夫が必要だろう。

白山座長：専門家の加々美先生にお任せして、正しい内容にしてもらう。

(第 2 章と第 3 章の 1. まで)

加々美委員：8 ページの 30 行目の生物多様性の定義は、条約の定義なのか、サイエンスの定義なのか。どこの定義か明らかにしておく必要がある。

白山座長：生物多様性条約の定義である。「生物多様性条約では…」としていただいて構わない。

松田委員：35 行目の「便益」は「恵み」が良いと思う。また、生態系サービスの劣化に関する記述が全体としてまだ欠けている。陸域に関しては、国連大で行った里山里海サブグローバル評価で大きな議論になったのは、本当に生態系サービスは劣化しているのかという点。生態系サービスの定義は何かまで踏み込んだ議論があった。森林は残っているのに使わなくなったが「生態系サービスが下がった」というのか、「潜在的に残っている」というのか。海に関してはそれほど劣化していると思わない。潜在的にはあり余っているけれど漁獲量が減ったということは、日本の中では意識しなくて良いと思うが、陸域での議論と違っていることは認識すべき。

白山座長：生態系サービスの記述を膨らませる。

(12 - 16 ページの 12 行目まで)

桜井委員 15 ページの 22 行目。海外の事例になっているが、国内の事例に変えてはどうか。

白山座長：アサリの輸入とともに持ちこまれたサキグロタマツメタガイの方が良い。

清野委員：海外から持ち込まれる外来種の他、国内外来種と言われる海域区分の違うところからの移動の問題や、外来種問題の発生している所からのさらなる拡散の問題もある。いくつかの学会で特集があるので参考にして欲しい。

2) 海洋環境の汚染の 陸域起源の負荷のところだが、公害の時代から化学汚染、特に内分泌攪乱物質は一時期多くの研究がなされており、入れて頂きたい。COP10 でも汚染の問題は強化を行うとある。

牧野委員：15 ページ 14 行目は外来種の「導入」ではなく「移入」ではないか。

白山座長：「導入」ではなく、「移入」、「侵入」、「拡散」が良いのか。

自然環境計画課専門官：「移入」という言葉にすると、非意図的なもの、「自然以外のものは何でも」となる。文言はこれまでの整理もあるので、再度検討させて頂きたい。

桜井委員：「外来種によって引き起こされる生態系の攪乱」が良いと思う。「導入」も「移入」も全部含まれる。

加々美委員：外来生物法には「移入」という言葉は出てこない。定義では「海外から我が国に導入されることにより」とあり、「導入」という言葉が使われている。

白山座長：法律による「導入」と我々の思っている「導入」は違うということか。

桜井委員：どこに書き込んで良いかわからないが、沿岸漁業が衰退した結果として沿岸の生態系が損なわれる、漁業者がいることで生態系サービスが享受されていることがどこにも書いてない。これは重要な点であり、背景となる沿岸の漁業者の活動について書き込んで欲しい。水産庁の資料にあると思う。

牧野委員：第4章の基本的視点に、「4. 地域の知恵や技術を生かした効果的な取組」とある。第5章の施策の展開では一部該当する記述があるが薄くなっている。桜井委員のご指摘を第5章の5. のところにもう少し書き込んで頂きたい。

白山座長：全体の中で、今の視点がもう少し書き込まれるように配慮して欲しい。3章と4章との間で少し重複があり、3章の議論で書き込みが足りないところとご指摘頂いたところが、4章で出てくるので、ここも少し整理して欲しい。

(16 ページ (2) - 17 ページ 終わりまで)

牧野委員：17 ページ 11-13 行目、日本の水産資源がどの程度低位にあるかについて。資源が低位にあるものは科学的な研究が集中的になされ資源評価されるので、この「約4割が」とあるのは、資源評価の報告書の数の4割である。資源水準が悪ければ、評価はより詳しくなり報告書が増え、低位がまた増えるという傾向にある。

前回の会議で「何の4割か」が重要であるという議論があったので、以下、参考情報。現在日本の採捕漁業で440万トンくらい捕っているが、この内の何トンが低位水準からきているかを計算すると2-3割が低位で、実際に捕られている8割程度は中位及び高位の資源を活用している。なお、これはあくまで参考情報であって、戦略の記述としては現在のままで良い。

松田委員：この4割は漁獲量の割合ではなく系群の割合を示している。資源をしっかりと管理していれば漁獲量が2倍に増えたかもしれない。比率で見れば8割程度は中位及び高位のものから捕れており、乱獲によって減少していないという印象を与えるのは必ずしもフェアでない。4割は系群の数で、未評価のものは加えていないというのがわかれば良いのではないか。

白山座長：環境省の修正案をお二人の先生に議論して頂く。

清野委員：17 ページの4-5行目。環境省は海ゴミに関して多くの調査を実施しているので、その結果をもう少し反映した記述にして頂きたい。海域によっては海外の洪水の影響で厚さ数mもの堆積物がある。我が国の努力でこのような堆積物を回収していることを国内でも知って頂きたい。越境的な汚染に関する問題を議論できる条約があるので、国内の努力をこういう場所に書き込まなければ周辺の理解を得るのが難しいと思う。各国が海岸で回収しない限り再流出が続くことから、国、自治体、漁業者や市民が回収したことによって再流出がどのくらい抑えられたのか評価をしないと、日本が国際条約にコミットしても得られるものは少ないのではないか。また、漁業資源に関して、生物資源の共同管理が必要な地域は、生物多様性という切り口で従来の利害を超えた議論が期待できる。その点も適切な箇所に入れて頂ければと思う。

白山座長：この戦略はわが国のEEZを対象として考えるので、そことのバランスを考えた

上でご検討を頂ければと思う。

八木委員：手順の確認だが、事務局に修文を書いて頂いても、我々を見るチャンスがないので、事務局にこういう方向で文章を加えてくれではなく、具体的な文言をこの場で提案する方が良いのではないかと思う。

白山座長：基本的には座長が責任を持ち修文をさせて頂く。必要な箇所についてはそれぞれの委員にご意見を頂く形で、パブリックコメントまでの時間を有効に使わせて頂きたい。最後に提示案の確認のご連絡はさせて頂く。

自然環境計画課専門官：ドラフトを座長と調整させて頂く際に、具体的な修文コメントを頂けるのであれば大変ありがたい。

松田委員：海外と国内のゴミ問題については、今のところは国内と海外のどちらが多いかという記述はやめて、両方ともたくさんあるという記述にしておけばよいと思う。

白山座長：海ゴミの件は、NOWPAP(Northwest Pacific Action Plan)で議論されているので、そちらを引用しておけば良いのではないか。

中原委員：17 ページの3行目。「ウミガメ等が飲み込んで死亡する」とあるが、東大の大槌（臨海研究センター）のバイオリギングの研究者が、ウミガメはかなり目が良く、海中のビニール袋などの人工物を遠くからエサかなと思って近づくが、鼻先まで来て食べられないと判断して食べなかったという、その研究者も新発見という映像による調査結果を最近公表した。必ず飲み込んでしまうとの予断を与えないよう表現を工夫した方がよいと思う。

桜井委員：ミズナギドリなど、砂嚢に石を入れる代わりにプラスチックを入れる。論文も多数あり、ウミガメより海鳥の方が良い事例だと思う。

清野委員：海ゴミがどのように海洋生物に食べられるかは、市民がほとんどのデータをとってきており、集積があるので、(ウミガメと海鳥の)両方をのせて頂くというのはどうか。市民が収集したデータをもとに問題提起がなされ、研究者が研究する状況になったという視野が欲しい。市民調査と研究者の情報によって対策の精度が上がったという展開かと思う。

白山座長：山のような情報をどうまとめるかが非常に難しい。何らかの権威あるリファレンスを使うのが一番望ましい。市民のデータも研究者のデータも入っているはず。最新の

研究成果まで入っていないと思うが、十分に信頼のおける出版物を引用する。

加々美委員：第4章9行目に「以下の3つを挙げる」とあるが5. まである。

自然環境計画課専門官：間違いなので修正する。

加々美委員：(1) 9行目の「統合的沿岸域管理」という言葉について。海洋基本法では25条に「沿岸域の総合的管理」という条文がでてくるが、それとの整合性を持たせた方が良いと思う。一般的には「統合的沿岸域管理」という言い回しがよく使われているが、やはりここは国内法に合わせた方が良い。

白山座長：これ以前にも指摘を頂いている。修正をお願いする。

(22 - 23 ページの表について。)

桜井委員：生物資源の特徴を生態系の特徴として書かないといけない。PICES(North Pacific Marine Science Organization)の status report に海域の特徴が書いてあるので、私の責任で校正する。

白山座長：桜井先生より原案を頂いて、私がコメントしたものに先生方のご意見を頂き、パブリックコメントをする。この場では議論しない。

清野委員：図2だが、政府機関によって海洋区分が異なるようだ。どこまでが東シナ海など国際的に微妙な問題もあり、IOC などの国際機関の取り決めの範囲もあると思う。海洋区分を明確に説明できるようにした方が良い。

白山座長：既に議論はしている。この図は、日本の周辺海域についてしっかり書き込まれており、本委員会としての評価である思っている。

中原委員：海域区分の図は専門家の意見を聞いて作成したが、より適当な周辺海域の区分があれば変更して構わない。国際機関による海域区分がいくつかあり、IUCN による Large Marine Ecosystem、内陸の水資源との関係で GIWA(Global International Water Assessment)の世界の陸と海域をあわせた海区のマップがある。しかし、大きい海域区分であって、日本の周辺海域を特性に合わせて区分した図は他にあまりないと思う。

(24-27 ページの4. 5. について)

加々美委員：5. (1) についていくつか申し上げる。

- ・26 ページ 18 行目の海洋保護区の定義のところで、「あるいは」が良いのかという点を問題提起したい。定義で「あるいは」という言葉は適切だろうか。
- ・26 ページ 24 行目に「これまで我が国では、上記の海洋保護区に該当する」とあるが、「上記の」というのを「広い意味での」と言い換えた方がよいのではないか。
- ・27 ページで鳥獣保護区や保護水面が海洋保護区の例として示されていることとの関係で、今後誤解を生まないように、ここであえて確認しておきたいのは、本戦略では「これらの保護区は海洋保護区である。だからこれらの設定を推進する」と考えている訳ではなく、むしろ本戦略において生物多様性や生態系の保全を目的とする海洋保護区システムを作っていこうとする中で、鳥獣保護区や保護水面といった既存の保護区制度も効果的に整備、拡充して使っていこう、という考えであるということである。
- ・27 ページの 14 行目、「また例えば国立公園などでは区域の多くが規制の緩やかな区域となっている。」とあるが、記述の箇所として違和感がある。34 ページに同様な記述があるので、あえてここに書かなくてもよい。次の 15 行目からの段落は、既存の海洋保護区をどのようにして生物多様性や生態系の保全の目的にかなうものにできるかという大事な記述であり、この段落と、「今後必要な海域についての保護区の設定を推進していく際には」とつながるはず。今の記述ではつながりがよくない。目的をもう少しはっきりさせて書いた方がよい。

白山座長：海洋保護区の定義については、この場でしっかり議論したい。

桜井委員：定義の議論の前に、24 ページの「4. 地域の知恵や技術を生かした効果的な取組」の中に漁業と関わりが記述されているが、目的、背景にも漁業が持つ沿岸生態系サービスの話をに入れてこの章につなげるという形がよい。

白山座長：章の間での多少の重複は仕方がない。重要な点は重複も躊躇しないようお願いする。

松田委員：7 ページ 16 行目の愛知目標の引用で、「海洋保護区やその他の効果的な管理による保全」とある。「その他の効果的な管理」も、この5. の海洋保護区の議論に含むのか、それとも「その他の効果的な管理」は後で議論するとして、そうではない「海洋保護区」と呼ぶものだけを議論するのかで、書きぶりが変わる。どちらかを明確にした方がよい。

白山座長：愛知目標の目標 11 の「10%」の議論と、この戦略での海洋保護区の議論とは切り離して考えたい。

松田委員：そういう意味では加々美委員の指摘のとおりでよい。

加々美委員：我々は、海洋保護区については、目標を書いて、その手段として鳥獣保護区なども含めてしっかり拡充していくという位置付けをしている。

なお、海洋保護区を「設定する」、「設置する」、「設ける」、「定める」など表記の揺れがあるのでお伝えしておく。生物多様性国家戦略 2010 では「設定を推進する」とあり、他に「設置する」という表現もある。

清野委員：自然保護的なエリアを指定する時に、ラムサール条約にどの国内法で対応するかという受け皿を鳥獣保護法の範囲で受け入れたという経緯があり、ラムサール条約は国指定鳥獣保護区となっている。国際的な海洋保護の話と、国内法でどの枠組みで受け入れるかという時に、国内法の枠にはまらない物が落ち易い。国際的な流れと国内の窓口の課題と経緯を書いて頂くのと、国際的な流れの受け皿を今後整理することを記述して頂きたい。

白山座長：それについては第 1 章に国内法を対応させると記述がある。一番重要な海洋保護区の定義については一言一句委員のコンセンサスを得たい。

清野委員：「健全な」という表現は常に問題になる。「健全な構造と機能」で、指標や、評価の関係で様々な議論をしているので、そのあたりを議論して頂いた方が良いと思う。

白山座長：今は定義の話をして頂きたい。もう少し趣旨を詳しくご説明頂きたい。

清野委員：書き込むことは賛成だが、どういう意味だと聞かれた時に答えられるようにしておくという意味。文言に入れる場合に、展開まで見通すことも必要。削除することではない。

自然環境計画課課長：文章の構造を確認させて頂きたい。「生物多様性の保全」、「生物多様性に関連する生態系サービスの維持」、「生物多様性の持続可能な利用」の 3 つが目的である。この考え方でよいか。ここが日本語として曖昧になっているので、はっきり整理した上でどういう日本語で表現すれば良いのか考えて頂きたい。「生物多様性」の上に修飾されている「海洋生態系の健全な構造と機能を支える」は「生物多様性」だけに係る構造だと思う。3 つの全てを目的としなくてもよく、3 つのうちいずれかを目的とするだけでよいと思う。「持続可能な利用」だけを目的としても、後段の具体的な制度の例示では海洋保護区の範疇に入れているので、そこを明確に議論して頂きたい。

加々美委員：最後の「持続可能な利用」だけでも良いということか。「生態系サービス」は当然に生態系なしでは駄目で、それを支えているのは「生物多様性」となると「持続可能な利用」だけを目的とするのは難しそう、今の話とこの定義は少し乖離している。

自然環境計画課課長：持続可能な利用を目的とするためには、当然、拠って立つべき生態系がしっかり守られていなければいけない。法律で指定した区域の場合には、法律の中の目的に保全という言葉がなくても、持続可能な利用が法目的に入っていれば、結果としてそういうものも海洋保護区の範疇に入るという解釈につながる。

加々美委員：そう読んでもらえるならよい。しかし、英文にして広く公表していく必要があると思うが、その時にそこまで読んでもらえるか。この定義が顔になるのではっきりさせるべき。持続可能な利用だけが1つの目的となりうるとなれば濫用される危険がないか。

牧野委員：IUCN の保護区カテゴリのVIは持続可能な利用を主な目的としていても、海洋保護区だと認めている。これだけが海洋保護区でないのは当然ではあるが。

松田委員：生物多様性条約の定義ではなく、我々自身が定義をするということで議論している。「生物多様性の維持及び持続可能な利用」ではなくて、「生物多様性の持続可能な利用」だけでも十分ではないかと思う。サービスはもともと利用するものとして定義されるとすれば、「維持及び」とつけるのは二重ではないか。生物多様性の3原則の内、1と2をカバーするという意味では、その方が、対応関係が明確になると思う。「及び」ではなく、「又は」で良く、「あるいは」を消して「又は」にすれば良いと思う。

白山座長：個人的には、「あるいは」のところは何も無しが良いと思う。

桜井委員：一般的に、「生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用」を我々が普通に使う際は **and** となる。

白山座長：前から一言一句確認する。「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全」については異議なしで良いか。接続詞が議論になっており、私の提案は、接続詞は「何もし」で、英語でいうと **A, B and C** のセンスでいけばすっきりすると思う。

加々美委員：3つ満たさなければならぬということか。桜井先生は「及び」でよいか。

桜井委員：はい。

加々美委員：今の文章であれば「生物多様性の保全」までを満たすものとそれ以外を満たす2つのオプションがある。今の話であれば、3つを満たさなければならなくなる。

白山座長：3つカテゴリがあるのは合意していると思う。私の言う「and」は、集合論で言えば、あるカテゴリの共通集合ではなく、和集合のことで、全部満たさなくても良い。

加々美委員：だとすれば「又は」ではないか。

白山座長：「又は」にすると、「排他的 or」のセンスもある。原則としては全部3つ満たすものと思う。

自然環境計画課専門官：感覚としては必ずどちらもなければ該当しないというのは厳しく、どちらかの要素があることで地域が守られるということもある。国際的な文言に沿うのであれば「and/or」もありかと考えている。指摘のあった2つなのか3つなのかという点だが、確かにサービスの「維持」という文言は、「多様性の保全」と「生態系サービスの利用」のどちらにもかぶる要素でもある。もしそこを切って2つにするなら「and/or」でつなげるのはどうか。「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び/又はそれに関連する生態系サービスの持続可能な利用」という形か。それとも生態系サービスの「維持」は残した方がよいか。

白山座長：議論を整理する。まず3つにするか2つにするか。「生態系を保全する」のと「生態系サービスを維持する」のは中身がかぶっているという考え方もあり、「生態系の健全な構造と機能」と「生態系サービスの維持」は必ずしもまったく同じではないというのもそのとおりである。それから、今の専門官の生態系サービスの「維持」と「持続可能な利用」というのも中身がかぶる部分もあると思うが、少し前に松田委員が陸上の生態系サービスの話で言及されたように、生態系サービスは「維持」しているが「持続可能な利用」をしていることはないというケースもあると思う。

牧野委員：戦略の第4章と第5章のタイトルが3つではなく「生物多様性の保全」及び「持続可能な利用」という2つになっている。この章のタイトルにあわせるのであれば、定義を2つにする方がすっきりすると思う。タイトルを変えるという選択肢もあるが、章のタイトルを変えると中身も変えないといけない。

白山座長：「維持」というコンテンツは両方にかぶっているから、明示的に書かなくても良い。とするなら、「生物多様性の保全(、)及び持続可能な利用を目的として」、あるいは「生

物多様性の保全（、）及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として」となるか。

桜井委員：悩ましいが「生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用」であって、ただし付記すべきものとして、「明確に特定された海域において」の後に、「当該海域の利用形態を考慮し」とあるが、ここに生態系サービスの位置付けをこちらに入れた方がよいと思う。生態系サービスは後ろの「利用形態」のところの一部になる気がすると思うがどうか。

白山座長：「生態系サービス」というキーワードを中に入れるかどうか論点。

桜井委員：Natural Resource とあるので「生物資源」という言葉を入れるのはどうか。

白山座長：「生物資源」と限定するのは、あまり賛成できない。

松田委員：その意味では「生態系サービス」の方が良い。

白山座長：「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全（、）及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、明確に特定された海域において、当該海域の利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される区域」というのがよいか。「区域」か「海域」かが難しい。英語では「area」ですね。

松田委員：「area」は「region」よりは狭いという意味だと思う。日本語でも「海域」を「region」と思う人がいなければどちらでも良いと思う。

加々美委員：「明確に特定された区域において」か。最後も「管理される区域」か。

白山座長：「明確に特定された海域において」か。最後は「管理される区域」。

加々美委員：「海域」と「区域」がどちらがうのか。「海域」の方が大きい気がする。例えば「伊勢湾において」となるのか。そのような海洋保護区はあまりない。海洋保護区の特徴は「明確に特定された区域」において管理されること。

清野委員：エコトーンを考えた時、水際線や干潟などをどこまで含むのか、現場で適用された場合の文言として行政的に適当かどうか教えて頂きたい。

白山座長：「利用を目的として」まではコンセンサスがあるので、「明確に特定された区域」の方が良いということか。「明確に特定された管理される区域」で終われば良く、「海域」

はなくて良い。その後ろの「当該海域」もなくて良い。「明確に特定された、利用形態を考慮して法律またはその他の効果的な手法により管理される区域」ではどうか。

松田委員：「区域」が2つ重なるのは気になる。また、「明確に特定された」というのが本当に必須か。季節禁漁区を季節や年によって変えて管理する事例があり、「明確に特定する」だと毎週変えてはいけないと聞こえて誤解される。「明確に特定された」をとり、文言として「管理される」の後に、「明確に」までは入れないで、単に「管理される特定の区域」でよいのではないか。それであっても、今の議論を踏まえておけば混乱は生じない。

加々美委員：COP7の海洋保護区の定義で出てくるのは「area」の訳で「区域」。2、3回定義の中に出てくる。すなわち「海洋環境の内部またはそこに接する限定された区域であって、その上部水域及び関連する植物相、動物相、歴史的及び文化的特徴が、法律および慣習を含む他の効果的な手段により保護され、海域または/および沿岸の生物多様性が周辺よりも高度に保護されている区域」とある。「区域」が2回出てくるのは構わないと思う。「明確に特定された」は、しぼりをかけてしまう気もするが、やはり海洋保護区は明確に特定する必要がある。極端かもしれないが、たとえ季節的に、あるいは「今週はここで、来週はここ」のように変化したとしても区域は「明確」ではないか。「今週はここかもしれない」であれば、たしかに「明確」ではないが。松田委員のご懸念はそこまで問題ではないと思う。

牧野委員：IUCNの海洋保護区の定義は、「区域」を2回使うのを避けるためかも知れないが、「地理的空間」としている。

中原委員：「区域」という用語が良い。港湾法、旧漁港法、海岸法、自然公園法に基づく、港湾区域、漁港区域、海岸保全区域、公園区域など、区域指定が実定法に基づく形である。海洋保護区も物理的に空間を指定するので、「区域」でごく自然に受け取れる。表現的には「明確に特定された、…法律又はその他の効果的な手法により管理される区域」。「明確に特定された」という表現は、物理的に地理的に指定があることであると理解されるのであればこのままで良いと思う。

大臣官房審議官：IUCNの海洋保護区の定義の「明確に特定された海域」とか「区域」というのは、物理的な範囲が明確になっていることが必要という条件だと認識してきている。「海域」より「区域」を当てた方が良いかと思う。IUCNの表現に近いが、最後の「効果的な手法により管理される明確に定められた区域」とすると読みやすく意味するところも落ちていないと思う。

白山座長：「利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域」というのはどうか。

清野委員：法律上も関係してくると思うが、管理される区域の主体を文言に入れなくてオープンにしておいてよいか。

加々美委員：他の国ではその点までは定義していない。管理主体は多様であり、効果的な手法であれば場合によっては NGO もある。しばらない方が良くと思う。

清野委員：区域や空間の「管理」という時、他の法律では管理者が明確にあり、その中にどのように民のセクターや漁業者に入ってもらうか、海洋保護区を検討している行政関係者が協議している。管理者がオープンである事例とか、従来の日本の制度でいう明確な管理者だけでなく、地域の特性に合わせて構わないことを、今後展開していく際に説明して頂ければと思う。定義として出した時に、現場は気にするところなので。

白山座長：今までの議論の経緯からして、そこは当然そうであったと思う。

中原委員：25 ページ 20 行目から生物多様性条約締約国会議の定義、26 行目から IUCN の定義が「 」で引用されているが、26 ページには本保全戦略の定義を囲みで強調してある。25 ページの2つの定義は、囲まないまでも上下1行ずつあけるなどして、この定義はこうだ、この定義はこうだ、我々の定義はこうだ、と明示的にわかり易くした方がよい。

白山座長：結論として、「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全（、）及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域」という定義でよいか。

八木委員：「保全（、）及び持続可能な利用」の対象であるが、「保全」する対象が「生物多様性」で、「持続可能な利用」の対象が「生態系サービス」になっている。「海洋生態系」、「海洋生物多様性」、「生態系サービス」の似たような単語が出てくるが、3つとも「保全」の対象にして、3つとも「持続可能な利用」の対象に読めるようにした方がよいと思う。「保全」という単語の前に「生態系サービス」をおいてはどうか。

松田委員：それであっても趣旨は変わらないと思うが、生物多様性を利用するということはそれをサービスとして認識すること。利用している瞬間にサービスとなるので、そういう意味ではこのままでよいと思う。結局は、生物多様性を保全しないと持続可能な利用はできないという認識のもとに含まれているので、議長案でよい。

白山座長：生態系サービスを保全することはできない。生態系を保全すると生態系サービスを持続可能に利用できる。

八木委員：議長案でよい。

大臣官房審議官：確認したい。「保全（、）及び生態系サービスの持続可能な利用」で繋げる時に、和集合として理解するということがよいか。

白山座長：「及び」なので和集合。「and」でよいと思う。

（第5章の1. まで 30ページの3行目まで）

加々美委員：34ページの（1）最初の3行。海域の生物及び生態系あるいはそれに関連する規制・管理は我が国でもやってきたと言えないわけでもないが、この書き方だとすると施策を展開しなければならない動機が見えにくくなるのではないか。27ページ第4章の末尾の話と整合性がとれない。既存の海洋保護区は生物多様性とか生態系サービスといった視点が全体として欠けていたという認識があるので、前後の整合性がとれないと思う。

八木委員：34ページの（1）について。愛知目標で、「海洋保護区とその他の効果的手段を用いた10%の保全」を目標としていることに対する何らかの答えを書かないといけないのではないか。今まで対策が講じられているところはそれでよいが、さらに10%目標を達成するための何かを書かないといけない。

白山座長：「愛知目標の達成のために」と入っていると随分違うと思う。

（4. 36ページ34行目まで）

白山座長：人のネットワークと保護区のネットワークというように、ネットワークという言葉がこの中で混在している。場所のネットワークは「ネットワーク」とし、人のネットワークは「人の繋がり」等、別の言葉で区別するとよい。

清野委員：生態学的な意味のネットワークと条約なり情報共有のネットワークを書き分けて、それぞれについて具体的に書き込んで欲しい。特に海洋保護区をどのように連結し、どのような効果を想定して議論されているのか入れて頂きたい。

市民は啓発される対象であるだけでなく、ボランティアで多くの情報やデータをとって

提供してきた。エコロジカルネットワークとか市民調査や地域の生物相の調査などの民間レベルの情報を継続的に収集していけるようなさまざまな支援や、その情報を引用が可能な形で公表できるような支援を書いて頂ければと思う。海外では市民調査のパブリッシュに予算がついている。

白山座長：既に割と書いてあると思うが、もっと書くということか。要旨については、重要な論点が欠けているというような指摘があれば事務局へ連絡して欲しい。

(資料1について)

中原委員：資料1はとても良くできている。まずこれが読まれる。この戦略を作るインセンティブの1つには、海洋基本法、海洋基本計画の策定があり、単に関心の高まりを受けただけではないので、第1章の背景の欄にそれは書いて欲しい。また、第4章の欄に海洋保護区の定義を書いて頂ければと思う。

白山座長：3章の具体的な数値が入っているあたりを少し修正して、定義を入れる。

牧野委員：参考資料はパブリックコメントなり、保全戦略なりに付随して発表するのか。

自然環境計画課専門官：パブリックコメントの対象にするかは検討させて頂きたいが、最終成果物として戦略につく参考資料とさせて頂きたいと思う。

白山座長：参考資料の中身も議論をして、委員にコメントを頂いた方がよい。あとから事務局から送って頂ければよい。参考資料にCOP10の決定の海洋と沿岸の生物多様性を仮訳して入れて頂きたい。

松田委員：国際的な取組の制度の中に、Man and the Biosphere (MAB) Programmeを入れて頂きたい。

清野委員：気候変動枠組条約でも日本での成果が紹介されており、海洋環境も重要な課題になっているので、参考資料か本文の中に、以前にもまして展開していることも書いて頂きたい。また、2012年までに議長国としての取組を期待されていることを書くことも検討して頂きたい。

白山座長：COP10で愛知目標が決まったこと自体が素晴らしい成果である。第1章背景のCOP10の議論でも書いてあるが、今後2年間の議長国として国際的責任を果たしていきま

すという、前向きな取組みを強調して頂くと報告書自身のパブリックアウトリーチに使いやすいので、そのあたりのコンテンツを入れるようお願いしたい。

今日の議論を踏まえた修文を事務局に提案して頂いて、私と事務局でやりとりをしてパブコメに出すべき案を作成する際に、また先生方と相談させて頂きたい。

自然環境計画課専門官：逆算をすると1月中旬にパブリックコメントにかけないといけない状況なので、年末から1月初めまでで調整させて頂ければと思う。

白山座長：1月第2週頃に委員の先生方へ修文をお送りしたい。宿題は12月24日頃までにお送り頂きたい。

(事務局より次回検討会の日時のアナウンス)

以上